

別表 1

## 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

|   |   |       |    |
|---|---|-------|----|
| 防火管理者   | 役職・氏名   |       |    |
| 防火担当責任者   |   | 火元責任者 |    |
| 担当区域  | 氏名  | 担当区域  | 氏名 |
|   |   |       |    |
| 担 当 者 の 任 務   |   |       |    |
| 防火管理者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の防火管理業務の統括責任者</li> <li>・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul> |       |    |
| 防火担当責任者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対して指揮監督を行う。</li> </ul>             |       |    |
| 火元責任者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票」などに基づき、チェックし、防火管理者に報告する。</li> </ul>    |       |    |
| 従 業 員 等 の 注 意 事 項   |   |       |    |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。</li> <li>2. 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと</li> <li>3. 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。</li> <li>4. 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。</li> <li>5. 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。</li> <li>6. 死角とする廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。</li> <li>7. 危険物品を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>8. 異常事態が発生したときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>9. 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。</li> <li>10. 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。</li> <li>11. 電気、ガスなど火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。</li> <li>12. 火元責任者は、担当区域の火気の状態は責任を持って管理すること。</li> <li>13. その他 _____<br/>         _____<br/>         _____</li> </ol> |   |       |    |

